組合指定袋(透明)に入れてください

出す日 第2·第4·第5 土曜日

平成25年7月から、従来「もやせるごみ」として収集していた紙類を資源物として収集を 開始します。

再生資源として有効活用するため、「紙類の分別」にご協力をお願いします。

対象になるもの

紙箱・紙しん類

◇サランラップ・アルミ箔の箱や包まれていた紙 しん、トイレットペーパーの紙しん、お菓子・ボッ クスティッシュの箱等





ラップ・アルミ箔の箱に金属やプラスチッ クが付属している場合は、取り除いても やせないごみもしくはプラスチックへ。



ティッシュ箱の取出し口に付属しているビ 二一ルは、取り除いてプラスチックへ。

封筒・はがき・写真類

◇封筒(大小問わず)、はがき・年賀状・圧着はがき、 写真等





窓つき封筒で窓部分がビニールのものは、 取り除いてプラスチックへ。

紙製食品容器類

◇紙コップ、アイスやヨーグルト等の紙製食品容器





食べ物かすが残らないよう必ず軽くすすぐ か、拭き取ってください。



アイスやヨーグルト等の容器には、紙製と プラスチック製のものがあります。識別表 示を参考に確認してください。

紙袋·包装紙類

◇手提げの紙袋・大きな紙袋・商品を梱包してい る包装紙・のし紙等





紙袋の持ち手部分が紙以外のもの(ビニー ル製)は、取り除いてください。



包装紙に貼ってあるセロハンテープは、簡 単にはがせる場合は、はがしてください。

カレンダー・プリント用紙類

◇カレンダー、プリント用紙(学校や自治会等 からの印刷物)、シュレッダーにかけた紙等





カレンダーやプリント用紙に金属が付属し ている場合は、取り除いてもやせないご **みへ**。

その他

◇感熱紙(レシートやファックス用紙等)、パン フレット、裏カーボン紙(宅配便の荷札、領 収書)等





プラ製



